

# カスタマーバッファー制度の概念図

- ① カスタマーバッファー制度の利用を希望する受託清算参加者は、あらかじめカスタマーバッファーとしての担保（現金）を預託。また、清算委託者毎の利用上限額を申告する。
- ② 清算委託者の債務負担申請時に、清算委託者自身の担保が不足していた場合、自動的にカスタマーバッファー口座から当該清算委託者口座に担保を充当する（カスタマーバッファーを充当したとしても担保が不足する場合は、一切の充当は行わず、債務負担申請を棄却する。）。
- ③ 午後7時時点の清算約定に基づき算出した当初証拠金所要額により、清算委託者の預託担保の過不足額を計算する上では、清算委託者口座に充当されていたカスタマーバッファーは、受託清算参加者のカスタマーバッファー口座へ戻る。

